

四日市市告示第458号

低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月10日

四日市市長 森 智広

低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金支給要領」(令和5年5月12日付子福第05-107号通知)(以下「支給要領」という。)に基づき、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」(以下「給付金」という。)を支給する事業に関し、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 四日市市(以下「市」という。)は、支給要領の第2に規定する支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、支給要領の第3に定める金額とする。

(支給の申込み等)

第4条 市は、支給要領の第4の2に基づき、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

2 給付金支給対象者は、前項の申込みを受けた際、第1号様式の届出書により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、給付金支給対象者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(支給の方式)

第5条 支給要領の第2の支給対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行う。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、給付金支給対象者が

市に別紙第2号様式の届出書により前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(給付金の支給等に関する周知)

第6条 市は、本給付金支給事業の実施に当たり、事業の概要について、市ホームページへの掲載その他の方法による住民への周知を行う。

(振込み口座の確認ができなかった場合等の取扱い)

第7条 市長が第4条第4項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童扶養手当振込み時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約・変更等の事由により、令和6年3月31日までに指定口座が確認できない場合は、当該給付金の受給の拒否を届け出たものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第10条 この給付金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

低所得のひとり親世帯への生活応援給付金
受給拒否の届出書

受付印

四日市市長

- 1, 私は、「低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

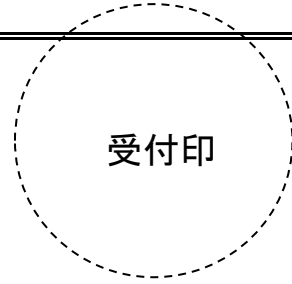
()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

低所得のひとり親世帯への生活応援給付金 支給口座登録等の届出書

低所得のひとり親世帯への生活応援 給付金支給市町
四日市市長



1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
			証書番号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。			

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得のひとり親世帯への生活応援給付金
支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。